

2014年8月20日

株式会社日本レジストリサービス

JPドメイン名諮問委員会の答申 JPRS-ADVRPT-2014001 への対応

2014年7月31日にJPドメイン名諮問委員会より、都道府県型JPドメイン名におけるセカンドレベルドメイン（2LD）への日本語ラベルの導入に関する答申がなされました。

この答申を受け、当社において検討を行い、答申書記載の事項について、下記の通り対応を進めます。

記

1. 都道府県型JPドメイン名における2LDに日本語ラベルを導入すべきかについて

都道府県型JPドメイン名における2LDへの日本語ラベルの導入は、さらなる地域活性化につながり、都道府県型JPドメイン名の本来の目的に資することになるため、答申に従い、都道府県型JPドメイン名における2LDに日本語ラベルを導入します。

2. 都道府県型JPドメイン名における2LDの日本語ラベルとして何が適切かについて

答申に従い、都道府県型JPドメイン名における2LDの日本語ラベルは、2LDのASCIIラベルと読みが同じである「都」「府」「県」を除いた漢字の都府県名の日本語ラベルで構成します。

なお、日本語ラベル「北海道」については4.に示します。

3. 「〇〇.<都道府県（ASCII）>.jp」と「〇〇.<都道府県（日本語）>.jp」の関連付けを行うことが適切か。また、その関連付けが適切だとした場合、どのような関連付けを行うことが適切かについて

答申に従い、「〇〇.<都道府県 (ASCII) >.jp」と  
「〇〇.<都道府県 (日本語) >.jp」の登録は同一の登録者によるもののみを受け  
付けることとし、その上で登録者が必要とする場合には、異なる用途での利用、  
異なる登録者による利用を可能とすべく具体的な検討を進めます。

また、登録者に対してはこれらが同一の登録者により同一の用途で用いられ  
ることがインターネットユーザーに対してのわかりやすさであることを訴求し  
つつ、一方でインターネットユーザーに対しては、都道府県型 JP ドメイン名に  
限らず、一般に意味的に強い関連があっても文字列が異なればドメイン名とし  
ては別のものであり、異なる登録者により異なる用途に用いられることがある、  
という理解を促進するための活動を行います。

4. 「北海道」は、都道府県型 JP ドメイン名に対応する日本語の都道府県ラベル  
としてではなく、「行政・司法・立法に関する日本語 JP ドメイン名リスト」  
に定義されているが、どのような対応が適切かについて

答申に従い、都道府県型 JP ドメイン名における日本語ラベルの導入は、47 全  
ての都道府県ラベルにおいて等しく導入できるよう、日本語ラベル「北海道」に  
ついて関連行政機関と調整を行います。しかし、調整に時間がかかる場合には、  
北海道を除く 46 都府県への先行導入や、「北海道」の代替ラベルによる導入な  
ど、調整の状況・結果に応じた適切な対応を行います。

以上

#### 参考 URL

諮問書「都道府県型 JP ドメイン名におけるセカンドレベルドメイン (2LD) への  
日本語ラベルの導入について」

(JPRS-ADV-2014001.pdf 117.5 KB 2 ページ 2014.05.21)

<<http://jprs.jp/advisory/pdf/JPRS-ADV-2014001.pdf>>

諮問書 JPRS-ADV-2014001 の諮問事項に関する答申

(JPRS-ADVRPT-2014001.pdf 110.7 KB 5 ページ 2014.07.31)

<<http://jprs.jp/advisory/pdf/JPRS-ADVRPT-2014001.pdf>>